

出雲市消防団改革推進委員会

【団員確保資料】

目 次

○消防操法とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○操法大会に向けての年間訓練期間（例）・・・・・・・・	3
○島根県消防操法大会への出場状況・・・・・・・・	4
○消防団年間行事予定・・・・・・・・	6
○出雲市消防団デジタル化の推進について・・・・・・・・	7
○第7回委員会における審議内容確認・・・・・・・・	8
○出雲市消防団装備の状況・・・・・・・・	12
○マイカー共済について・・・・・・・・	13

消防操法とは

消防操法：

消防活動における基本的な器具操作や動作の方式であり、総務省消防庁の定める『消防操法の基準』に基づき、常備消防職員や消防団員が行う基本的訓練法である。

(消防用器具操法、消防ポンプ操法、はしご自動車操法、消防艇操法などがある)

ポンプ操法訓練：

消防ポンプ操法には、小型ポンプ操法とポンプ車操法などがあり、これらの操法訓練は、基本的な操作の習得を目指すための手順として、防火水槽・火点の位置、台詞、動きがあらかじめ定められ、指揮者を含めた数名の隊員で協力して、防火水槽からの給水、火災現場を想定した火点へ向けてのホース延長と資機材の搬送、火点的への放水などを行い、撤収するまでの一連の行動を実施する訓練である。



消防操法大会：

公益財団法人日本消防協会と消防庁の主催による全国消防操法大会が隔年で実施されており、予選会として全国各地で都道府県大会などが実施されている。

操法大会は、消防団の一大イベントとして定着しており、この大会を目標に日々の訓練に励む消防団もある。



操法審査要領：

操法大会では、全国大会の「操法実施要領」と「操法審査要領」を基に審査している。

ポンプ運用やホース展張などの操作を、安全、確実、迅速に行うとともに、動きの斉一さを競い合い、各隊員の動作の正確さや火点の的が倒れるまでのタイムなどを減点法式で採点し、減点の少ないチームが上位となる。

小型ポンプ操法の審査の場合は、全体を評価する「総合審査」、時間を評価する「計時審査」、隊員の行動を個別に評価する「行動審査」がある。

総合審査は、「規律、節度、士気」など主観的評価が項目となっており、行動審査には、「整列不整一」、「発進・停止要領不適」、「号令・呼称の不明確」などの減点項目が細かに示されている。

審査員に対し印象良く見せるためには、動作を揃えることや正確な動きと明瞭な発声が必要であるため、長時間をかけ反復訓練されている現状がある。



訓練期間及び訓練時間：

県大会へ出場する分団を決定するために予選大会を行う方面隊もあれば、県大会出場分団が輪番制である方面隊など、操法大会へ挑む意気込み、訓練の取組み具合は分団毎に様々である。

○令和元年度（コロナ禍前）の一例 （6月予選会 8月県大会）

	予選会のある分団（例）	持回りの分団（例）
訓練開始時期	選手は3月下旬から 基本4月	4月から（自主訓練者あり）
訓練日数	平日 週3日程度	平日 週3日程度
訓練時間	約2時間（19:00～21:00）	約2時間（19:00～21:00）
訓練参加者数	基本的に参加できる者は全員	基本的には全団（部）員
土日の訓練	基本的には無いがする場合あり	基本的にはしない

※平日夜間の訓練は、仕事終わりに直接訓練会場へ集合する団員も多く、帰宅が遅くなるため、団員だけでなく家族への負担も考えられる。

操法大会に向けての年間訓練期間(例)

月	全体	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川
1		全16分団						全19部
2			全11分団	3方面隊9分団のうち県大会出場が決定している1分団				
3								
4	消防操法ウォーミングアップ・クールダウンメニュー講習会 島根県消防操法大会開催に関する消防団長会議 操法机上説明会							
5	操法実技説明会 消防操法審査員講習会							
6	県操法大会壮行式	方面隊操法大会						方面隊操法大会
7	島根県消防団体長会 ※操法大会出場順抽選		方面隊夏季訓練					
8	島根県消防操法大会							
9	全国消防操法大会壮行式	方面隊大会で優勝した1分団	県大会出場が決定している1分団					2方面隊7分団のうち県大会出場が決定している1分団
10	全国消防操法大会							
11								
12								

島根県消防操法大会への出場状況

【島根県消防操法大会】

目 的：消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の進歩充実に寄与することを目的とする。

開催日：7月第1日曜日 ※令和3年度に決定（以前は7月下旬～8月上旬の日曜日）

場 所：島根県消防学校 ※令和3年度に決定（以前は県内持ち回り、今後は固定開催）

種 別：（1）ポンプ車操法、（2）小型ポンプ操法

○全国大会の開催年度に係る島根県の出場種別

令和2年度	コロナ禍により中止	ポンプ車	出雲市
令和3年度	コロナ禍により中止	ポンプ車	出雲市
令和4年度	第29回大会（千葉県）	ポンプ車	松江市（出雲市辞退）
令和5年度			
令和6年度	第30回大会（宮城県）	小型ポンプ	未定
令和7年度			
令和8年度	未定	ポンプ車	未定

※全国大会の開催（例年10月開催）は隔年開催であり、島根県からの出場種別は、ポンプ車の部と小型ポンプの部で交互に出場することとなっている。

【県内各ブロック出場隊数】

ブロック	構成市郡	分団数	ポンプ車の部	小型ポンプの部
松 江	松江市	4 0	2	3
安 来	安来市	2 0	1	1
雲 南	雲南市	2 7	1	2
	仁多郡（1町）	9	1	1
	飯石郡（1町）	8	1	1
出 雲	出雲市	4 8	1	4
大 田	大田市	2 8	0	1
江 津	江津市	2 3	1	1
	邑智郡（3町）	2 5	0	1
浜 田	浜田市	3 1	1	2
益 田	益田市	2 2	1	1
	鹿足郡（2町）	1 9	2	2
隠 岐	隠岐郡（3町1村）	2 1	1	1

【出雲市消防団の出場分団選出方法】

ポンプ車の部：

車両を保有する3分団（神門、荘原北、直江）で調整。過去の出場は神門分団のみ。

小型ポンプの部：

分団数のバランス等から、旧自治体管轄から1分団とし、選出方法は次のとおり。

・出雲方面隊（16分団）

これまでは、毎年6月に開催される出雲4方面隊操法大会での優勝分団が8月の県大会に出場していた。今後は、出雲4方面隊操法大会は実施されないこととなったため、県大会出場分団の選出方法を方面隊で検討中である。

・平田方面隊（11分団）

11分団の持回り（11年に1回）

・佐田方面隊、多伎方面隊及び湖陵方面隊（9分団）

出場年は佐田、多伎、湖陵の順、また、佐田4分団、多伎3分団、湖陵2分団の持回り（佐田12年に1回、多伎9年に1回、湖陵6年に1回）

・斐川方面隊及び大社方面隊（12分団）

出場年は斐川、大社で交互、また、斐川7分団、大社3分団の持回り（斐川14年に1回、大社6年に1回）

※大社方面隊 日御碕分団、鶉鷺分団の参加は無し。

【近年の出場状況】（予定）

年度	開催地	出雲	平田	斐川	大社	佐田	多伎	湖陵
R1	浜田	神西	佐香		杵築	西須佐		
R2 (中止)	安来	予選中止	東	荘原			小田多伎	
R3 (中止)	安来	予選中止	国富		荒木			湖陵南
R4 (中止)	消防学校	予選中止	国富	旧荘原		東須佐		
R5	消防学校	未定	※平田		遙堪		久村	
R6	消防学校	未定	※伊野	旧西野				湖陵西

消防団 年間行事予定 令和元年度(2019)

月	全体行事	各方面隊行事
4	団本部 総務部会・警防部会【本部】 第1回団本部会議・辞令交付式【本部】 招集メール配信訓練 消防操法ウォーミングアップ・クールダウンメニュー講習会【本部】 団本部歓送迎会【本部】 春季分団長会【本部】 操法机上説明会【本部】	辞令交付 方面隊会議 地域防災会議
5	操法実技説明会【本部】 幹部・新入団員訓練【出雲ドーム】 出雲大社消防演習	分団長会 新入団・幹部研修 水防倉庫点検
6	消防学校初級幹部教育【消防学校】 斐伊川水防演習【雲南市】 正副分団長会懇親会【ロイヤルホテル】 県操法大会壮行式【本部】 団本部警防部会【本部】	方面隊操法大会 机上訓練、機関員訓練、合同訓練 普通救命講習 ポンプ点検、格納庫点検 幹部会議
7	島根県消防団体長会(殉職職団員慰霊祭)【松江市】 団本部総務部会【本部】 第2回団本部会議 第71回島根県消防大会【浜田市金城町】(7/27) 第63回島根県消防操法大会【浜田市】(7/28)	方面隊操法大会、方面隊夏季訓練 幹部会議 防火教室
8	中国五県消防関係者大会【倉敷市】	分団長会
9	出雲市防災訓練【久多美地区】 救急の日イベント 団員向け原子力防災研修【松江市】 団本部警防部会 出雲空港消火救難訓練【出雲空港】	地区防災訓練 幹部会議 分団長会 機関員訓練
10	団本部総務部会 幹部向け原子力防災研修【松江市】 第3回団本部会議 原子力防災訓練出雲市訓練 議会総務委員会・団長副団長意見交換会	機関員訓練 方面隊秋季訓練 施設点検 方面隊会議
11	秋季分団長会議【本部】 招集メール配信訓練 秋季火災予防運動(11/9～11/15) 消防学校現場指揮課程【消防学校】	火災予防運動 防火パレード、一般家庭防火診断 秋季訓練、林野火災訓練、火災戦闘図上訓練、机上訓練 方面隊操法大会 分団長会
12	年末特別警戒	秋季訓練、機関員訓練 普通救命講習 格納庫点検 幹部会議
1	年始特別警戒 出初式準備【出雲ドーム】 出初式【出雲ドーム】 消防学校指導員研修【消防学校】 団本部総務部会・警防部会 文化財防火デー	方面隊出初式 文化財防火デー訓練 幹部会議
2	消防学校分団指揮課程【消防学校】 S-KYT訓練【本部】 第4回団本部会議	分団中継訓練 幹部会議 分団長会
3	春季火災予防運動(3/1～3/7)	火災予防運動 防火パレード、一般家庭防火診断 林野火災想定訓練
通年		※地域貢献活動 警戒巡回 地区花火祭り警戒 地域イベントへの参加 水槽清掃など

出雲市消防団デジタル化の推進について

本委員会における検討課題の一つである消防団の負担軽減について、一手段として団活動に関する各種手続き等のデジタル化の推進が挙げられる。

本資料は、いわゆる「消防団アプリ」を導入した場合、現在と比して消防団活動にどのような変化が生じるかを推測したものである。

1 消防団アプリ（以下「アプリ」と表記する。）とは

個人所有のスマートフォン等へダウンロードすることにより、消防本部と消防団間、消防団を構成する各所属（分団・部等）間において、映像等を含む情報の共有を容易にするもの。

2 アプリ導入により生じると予測される消防団活動における変化

(1) 災害発生時の活動

現行（消防団員招集メールシステム）	消防団用アプリ導入後
<p>1 災害発生</p> <p>① 消防本部へ災害発生のお知らせが入る。</p> <p>② 消防本部が、災害の種別、災害発生場所を確認・確定する。</p> <p>③ 消防本部が、出場対象消防団へ災害の種別、場所等必要な情報を消防団員の携帯端末へ招集メールとして送信する。</p> <p>◎ 団員へ届く主な情報</p> <p>1. 災害発生時間</p> <p>2. 災害発生場所（地図もあり）</p> <p>3. 災害種別</p> <p>4. 招集対象分団</p>	<p>1 災害発生</p> <p>① 消防本部へ災害発生のお知らせが入る。</p> <p>② 消防本部が、災害の種別、災害発生場所を確認・確定する。</p> <p>③ 消防本部が、出場対象消防団、災害の種別、場所等必要な情報をアプリへ掲載する。 ※災害情報等の重要事項については、消防団側端末が受信音やバイブレーション等するよう設定可能。</p> <p>◎ 団員へ届く主な情報</p> <p>1. 災害発生時間</p> <p>2. 災害発生場所（地図もあり）</p> <p>3. 災害種別</p> <p>4. 招集対象分団</p>
	<p>2 出場可否の確認</p> <p>アプリにより招集された団員は、アプリへ出場の可否を入力する。出場の可否は、消防本部、消防団双方でリアルタイムに確認できるため、災害現場における消防団活動（出場予定人員に応じた作戦立案、隣接他分団の招集の要否等）に資するものである。</p>
	<p>3 災害現場等の情報収集</p> <p>各団員の撮影した写真、動画等はアプリ等にアップロードすることにより、消防本部・消防団で共有可能。より確実かつ円滑な指示命令を行うことが可能となる。</p>
<p>2 災害対応の完了</p> <p>① 出場報告書の作成</p> <p>分団長が部長等への聞き取りにより、出場報告書（紙又はエクセルデータ）を作成、電子メールまたはFAX等により消防本部へ提出する。</p>	<p>4 災害対応の完了</p> <p>① 出場報告書の作成</p> <p>出場した団員が自らアプリへ出場時間等を入力し、その内容を分団長等が承認することにより、消防本部へ出場報告を行う。入力した団員も自身で入力内容を確認できることから、分団長等の確認作業が容易となる。</p>

(2) 通常業務

現行（消防団員招集メールシステム）	消防団用アプリ導入後
<p>1 設備・装備品・資器材の状態に関する情報のやり取り</p> <p>消防本部は、団員から状況聞き取り後、場合により現地で直接確認し、業者への修繕依頼等を行う。</p> <p>※電話による口頭での情報共有には限界があり、①聞き取り後、現地で確認、②聞き取った状況と、確認した状況に齟齬がある場合再確認、③団と消防本部の認識のずれを両方で確認するため、両者立会のもと再々確認、といった場合もあり、遠隔地の場合、多くの時間を浪費する。</p>	<p>1 設備・装備品・資器材の状態に関する情報のやり取り</p> <p>アプリ上で、写真・動画等を共有可能であることから、状況の確認が円滑・確実となり、従前と比べ、団員・消防本部が確認のため現地へ出向く機会の減少が見込まれる。</p>
<p>2 各種事務連絡の伝達</p> <p>以下の文書を郵送することにより伝達している。</p> <p>(1) 会議の開催通知</p> <p>① 団本部会議（4回/年、通知対象団員22名）</p> <p>② 警防部会・総務部会（4回/年、通知対象団員22名）</p> <p>③ 分団長会（2回/年、通知対象団員70名）</p> <p>(2) 物品調達等に関する事務連絡</p> <p>① コミュニティ消防センター整備、積載車・小型動力ポンプ配備に関する打合せ等</p> <p>② 活動服の調達に関する各種調書等</p> <p>③ 入退団に関する手続様式</p> <p>④ 共済に関する手続様式</p>	<p>2 各種事務連絡の伝達</p> <p>左記各種通知、様式等を全てアプリで掲載することにより、分団員への郵便物が減り、団員の文書保管の負担軽減が期待できる。</p> <p>また、団員からの提出文書に誤りがあった場合の修正を電話でなくアプリ上のメッセージ等で行うことが可能となる。そのため、消防本部から平日昼間に仕事中の団員への電話連絡の必要性が減少することから団員の負担軽減が期待できる。</p>

第 7 回委員会における審議内容確認

○ 消防団員確保等に関すること

◆ 消防団員の負担軽減

(1) 消防団の訓練のあり方

ア 実災害に即した知識・技能の習得、地域特性に応じた自然災害への対応を目的とした訓練について充実を図る。一方で競技に特化した消防操法訓練については、消防団員の負担軽減を図る観点から見直しを行うこと。

【理由】

近年は豪雨災害などの自然災害において、消防団員が住民の避難誘導や、逃げ遅れた住民のボートによる救助活動など、消防団の果たす役割は多様化している。また、それぞれの地域における災害対応の様相は決して一律ではなく、消防団は地域特性に応じた自然災害の対応能力を持つことが必要である。

しかし、現状の消防団の災害対応訓練は、消火活動に附随したものがほとんどであり、特に消防操法訓練に費やす時間が非常に多い。消防操法訓練の意義は、いかなる状況下においても、迅速、確実、かつ安全に行動できるように、初期消火に必要な技術を身に付けるため、また、消防用機械器具の操作及び取扱いの基本を定めたものである。出雲市消防団のすべての分団においても長年継続して取り組まれており、その成果は決して小さいものではない。

半面、消防操法大会に参加し、勝敗を競うという競技性を有しており、県大会や全国大会への参加を目指して「出場するからには良い成績を獲得したい。」との思いから、長期間にわたって練習を繰り返す必要が生じ、消防団員及び家族の負担は大きなものがあった。また、こうした負担感から、消防団への加入をためらう要因のひとつともなってきた。

消防団員の間にも、競技に特化した操法訓練よりも、実際の火災や自然災害に対応できる実務的な訓練の実施や、知識・技能の習得

を優先すべきではないかとの声もある。

以上のことから、消防団の訓練としては、「実務的な初期消火能力の保持」そして「地域の課題に適合した災害対応訓練の充実」が、「競技に特化した操法訓練」よりも優先されてしかるべきであり、実災害に即した知識・技能の習得、地域特性に応じた自然災害への対応を目的とした訓練について充実を図ることが必要である。

なお、どのような訓練にどのように取り組むかについては、地域ごとに消防団が取り組みを考え選択することが望ましい。また、そうした消防団の選択や訓練の実施を、常備消防と防災行政が積極的に指導、支援していくことが必要不可欠である。

消防操法訓練は、大会に向けて全分団が一律に取り組むものというより、さまざまな訓練の選択肢のひとつとして位置づけられるべきであり、消防団が初期消火に対応するための基礎訓練としては必要なものである。操法大会への参加もその延長において考慮されるべきである。よって、消防操法訓練は、基本的な消防技術の習得という本来の意義に則り行うこととし、競技性を重視した過度な訓練とならぬよう徹底し、消防団員の負担軽減に配慮した訓練のあり方に見直すことが必要である。

イ 消防操法大会への参加について、参加隊数及び選出方法を見直すことが望ましい。

【理由】

- ① 島根県消防操法大会へは、小型ポンプの部に出雲市消防団から毎年4隊が参加しており、県内市町村の中で最も多い参加隊数である。これは市町合併以前の参加枠で合併後もそのまま継続して参加していることによる。

前記「ア」のとおり、実務に即した訓練の充実を図る中、操法訓練だけに多くの時間を費やすことは意に沿わないものであり、また、操法大会に向けた訓練の消防団員にかかる負担軽減を考慮すると、本市としての参加隊数は削減に向けて見直すことが望ましい。

なお、操法大会という一つの目標に向け、分団員が一致団結するという面では、消防団活動を行ううえで結束力強化に効果的でもあり、大会の参加自体を否定するものではない。

- ② 出雲4方面隊においては、県操法大会参加隊を選出するため、16分団対抗により、予選会となる出雲4方面隊操法大会を実施している。毎年、長期間にわたり、仕事帰りの夕方から訓練を行うことは、体力的及び拘束時間において、団員の負担は非常に大きい。このことから、予選会は廃止し、他の選出方法に見直すことが適当である。なお、他の方面隊は、輪番制で県操法大会へ参加している。

(2) 各種行事の見直しについて

各種行事について、消防団員の負担軽減を図るため、内容のスリム化や参加団員の分散化など、方法を見直していくこと。

【理由】

消防団は、災害対応のほか、年間を通じて各種訓練、警戒巡回、ポンプ点検、火災予防活動など数多くの業務があるうえ、出初式や地域イベントへの参加など休日に多くのスケジュールが入っている。このことは、団員本人の負担はもちろん、家族等との大切な時間を大きく削っているという面でも改善するべきと考える。

中でも出初式については、市全体で行う1,000人規模の出雲市消防出初式、各地域で行う方面隊出初式の二つを同日に連続で行っており、長時間にわたる参加は団員の大きな負担となっている。

災害対応や火災予防に直結する業務は継続していかなければならないが、出初式などのイベント参加については、内容や参加人数などを見直し、スリム化を図っていくこと。また、各行事の参加団員を分担するなど、団員個々の負担を軽減していくことが必要である。

(3) 団員の事務負担軽減について

(第8回委員会における議論による。)

事務局案

◆ 将来の担い手育成

地域防災力向上、また、将来の消防団の担い手を育成するため、子どもの頃からの防災教育の充実を図ること。

【理由】

地域防災力の向上のためには、子どもの頃から防災への関心を持ち、自助、共助、地域防災の大切さを学ぶことが重要である。その中で消防団の役割や活躍、重要性を知ること、将来の消防団の担い手育成としての効果も期待される。

そのためには、常備消防と教育機関が連携を図りながら、小学校等での防災教育の実現に向け、積極的に取り組んでいく必要がある。また、こうした場に消防団員も参加することで、地域の実情に応じた教育ができると考える。

出雲市消防団装備の状況【消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示3）との比較】

No.	装備		配備基準（国）	必須⇒○ 任意⇒×	本市の状況		備考
	名称	内容			OK	NG	
1	制服	甲種衣又は乙種衣、下衣及び帽	全団員に支給又は貸与	○		○	
2	夏服	夏上衣、夏下衣及び夏帽	全団員に支給又は貸与（※ただし不要な地域を認める。）	○		○	
3	活動服	活動上衣、活動ズボン及び略帽	全団員に支給又は貸与	○	○		
4	安全帽		全団員に支給又は貸与	○	○		
5	救助用半長靴		全団員に支給又は貸与	○		○	
6	防塵メガネ		全団員に相当する数を支給又は貸与	○		○	
7	防塵マスク		全団員に相当する数を支給又は貸与	○		○	
8	耐切創性手袋		全団員に相当する数を支給又は貸与	○		○	R3から貸与を開始
9	救命胴衣		全団員に相当する数を支給又は貸与	○		○	各部4～5着
10	雨衣		全団員に支給又は貸与	○		○	
11	防火衣一式	防火衣、防火帽（※安全帽で代替可）、防火用長靴（※救助用半長靴で代替可）、防火手袋	消防隊の隊員の数に相当する数に地域の实情に応じて必要な数を加えた数を配備 このほか、部長以上の階級にある消防団員の数に相当する数を配備（※支給又は貸与による）	○	○		R5で配備を完了予定
12	携帯用無線機		班長以上の階級にある団員の数に相当する数を配備	○		○	
13	トランシーバー		団員の階級にある消防団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員の数に相当する数を配備	○	○		
14	車載用無線機等		消防団の全部の車両の数に相当する数を配備	○		○	
15	無線受令機		分団その他の基本的な活動単位の組織ごとに複数 を配備	○		○	
16	その他の情報関連機器	双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラなど	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
17	火災鎮圧用器具	吸水器具、放水器具、破壊器具など	動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備	×	-	-	
18	救急救助用器具	担架、応急処置用セット、自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチなど	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	-	
19	避難誘導用器具	警戒用ロープ、拡声器など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	-	
20	夜間活動用器具	投光器、発電機、燃料携行缶など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	-	
21	啓発活動用器具	応急手当訓練用器具、訓練用消火器など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	-	
22	後方支援用機材	エア・テント、非常用備蓄物資など	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
23	追加装備①	可搬式散水装置、組立式水槽など	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
24	追加装備②	資機材運搬用そり、除雪機など	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
25	追加装備③	排水ポンプ、土のうなど	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
26	追加装備④	ボート、浮環、フローティングロープなど	地域の实情に応じて配備	×	-	-	
27	追加装備⑤	ロープ、滑車、カラビナなど	地域の实情に応じて配備	×	-	-	

マイカー共済について

【消防団員のマイカー使用の現状】

消防団員が火災出場する際は、各消防コミセン等に配備してある消防車両（乗員 2 名～8 名）に乗車して出場しますが、車両出場後に参集する多くの団員は、自家用車で現場到着しています。火災に限らず風水害などの災害出場においても同様であり、消防団の活動に際して多くの団員が自家用車等を使用しているのが現状です。

【現状の補償制度】

現在、本市において、消防団員が災害出場時に自家用車で事故を起こした場合や、損害を被った場合の補償制度はありません。有事の際は、個人で加入されている保険で対応していただいております。その上で、見舞金制度（消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程：上限 10 万円）を利用し見舞金を支給しています。

【国の共済事業】 公益財団法人全国市有物件災害共済会 一般財団法人全国自治協会

非常勤特別職の地方公務員の身分を有する消防団員が、急を要する消防団活動のために、やむを得ず自家用車等を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうことは有意義であり、ひいては消防団員の確保にも資すると考えられ、令和 2 年 4 月に総務省消防庁から消防団員向けの自動車損害共済事業を開始する通知が発出されました。また、この分担金に対しては特別交付税措置（0.5）を講ずることとされました。

しかし、この共済事業の場合、最安価な契約で、特別交付税措置分を差し引いても大きな財政負担となるものでした。

【民間損害保険会社の商品】

令和 3 年度に、一部の民間損害保険会社において、マイカー共済と同様に、消防団員の自家用車による出動時の損害を補償するマイカー保険商品が販売されることとなり、この商品の分担金・保険料に対しても、特別交付税措置（0.5）が講じられることとなりました。

【保険料額】 A 社

補償内容を、車両保険のみの保険金額 300 万円とし、年間予想出場延べ人員を 700 人と想定した場合の概算保険料は、年間 805,000 円となり、国の勧めるマイカー共済と比べ大幅に低額となり、さらに特別交付税措置（0.5）が講じられています。

団員アンケート自由記載（抜粋）

団員の負担軽減

- ・行事が多すぎる
- ・無駄な集まりが多い
- ・活動が多く、拘束時間が長い、ボランティアの域を超えている
- ・休日に出初式などのイベント、憂鬱になる
- ・活動が土日に集中→無理して参加→家庭不和 辞めれない（悪循環のスパイラル）
- ・操法のために活動している、人生の多くの時間を使っている
- ・お金より時間が欲しい
- ・活動のために仕事を休まなければならない
- ・仕事の都合で出れなかったのに、文句を言われる
- ・無理をしてやるのが当たり前という風潮
- ・強制参加
- ・団員確保が負担（プレッシャー）
- ・退団の条件が、交代要員の確保（自分で探さないといけない）
- ・辞めたくても辞められない
- ・飲み会が多い
- ・ワークライフバランスを重んじる時代に、消防団活動の大きな負担は団員が減る一方である
- ・出初式をやめる、時短
ドームでの出初式はやめる（地元だけでよい）、ドームが寒い
方面隊出初式はやめる（旧市町単位でやる意味がわからない）
- ・行事の時短を図る

魅力的な団活動

【前向き意見】

- ・ 仲間ができた
- ・ 地域のことが知れた、地域の人と顔見知りになれた
- ・ やってみると地域のためになり、楽しい（悪くない）
- ・ 実災害への活動はやりがいを感じる
- ・ 地域の人たちに災害時の対応や備えを伝える集団であれば理解者が増える
- ・ 基本的には皆さんボランティア精神旺盛で前向きに活動している
- ・ 「地域を守る」という思いは、ほとんどの団員が持っている
- ・ 地域の方が安心して生活できるような活動をしていきたい
- ・ 地元と同世代の仲間ができることが、いかに大切でありがたい事を伝えたい

【訓練、研修】

- ・ 操法は大事だと思うが、分団等でやればよい
- ・ 操法大会に向けた訓練は必要ない
- ・ 操法訓練が現場に役立つのか疑問
- ・ 現場想定での訓練をすると充実感を覚える
- ・ 実災害に役立つ訓練がしたい
- ・ 常備との合同訓練が必要
- ・ 火災対応より自然災害の対応力強化に力を注いでほしい
- ・ 知識が身につく講習、研修を増やしてほしい
- ・ スキルを身につけたい
- ・ シミュレーション訓練、映像を見ながらの研修、机上訓練を常備が企画してほしい
- ・ 地元コミセンと連携した災害対応訓練が必要
- ・ 緊急車両の運転講習がしてほしい
- ・ マニュアルを読むだけでは理解できない、職員が直接指導しないと意味がない
- ・ 訓練は効率よく短時間とする
- ・ 機材等を使いこなせるような訓練や講習をやった方が役立つと思う
- ・ 操法より、コロナ禍に行われた講習がはるかに有意義であった
- ・ 団員がマルチに災害対応できるよう、チェーンソーや建設機械などの特別教育があればよい
- ・ 初期の応急手当や防災、避難に関する訓練がもっと必要と感じる
- ・ 火災後の調査結果や予防対策も教えて欲しい

- ・火災以外の災害対応に対する知識がない、必要である
- ・あまり知識が得られていないことが残念
- ・訓練が少なく不安

【提案】

- ・小学生から防災教育をしてほしい、子供のころから興味が持てるような教育が必要
- ・地域の人たちに災害時の対応や備えを伝える集団であれば理解者が増える
- ・新たに部長となる団員への研修が必要
- ・幹部のハラスメント研修を行うべき
- ・現場経験が足りない、出動範囲を分団から方面隊に拡大してほしい

【メリット】

- ・見返りが無い
- ・魅力的な条件を整えるべき
- ・消防団員であることのメリットがほしい
- ・地元商店や温泉割引等恩恵があればよい
- ・団員へ、企業と連携して何かしらの特典、勤務先からの特典をつける
- ・家族への配慮が形として必要（家族の協力があってのもの）

【その他】

- ・楽しくないと続かない
- ・分団に、サポート的な役割の女性団員がいるとよい
- ・若者へ関心を持っていただくことが必要

雇用者、地域の理解・協力

【団員確保】

- ・地域の理解、サポートが必要
- ・団員確保、勧誘には地元自治会の協力が絶対的に必要
- ・自治会の一役員として推薦していただく
- ・個人の勧誘に頼ることはあってはならない
- ・仕事を理由に断られる
- ・親が反対する（親世代が消防団に対する不快感を持っている）
- ・引退した者が再入団しなくてはならない状況
- ・上層部からの対策案提示、具体的指示が必要（末端に任せっきり）
- ・職場から「消防団に入れ」と言われるような環境があればよい
- ・会社などを中心に団員を募る
- ・地域によっては高齢者の入団を！若者にこだわる必要なし
- ・新しい団地が20世帯、自治会未加入の為、消防団に入らないのは不公平

【提案】

- ・消防、行政、地域の連携が必要、連絡会議などの開催が必要
- ・地域と連携した防災、その仕組みをつくり、実施していくことが求められている
- ・地元商店や温泉割引等恩恵があればよい
- ・団員へ、企業と連携して何かしらの特典、勤務先からの特典をつける
- ・団員確保にもっと行政が関わるべき、行政が本気で考えなければならない

戦略的広報活動

【広報】

- ・ 広報誌、誰も見ていません
- ・ 地域貢献や防災に取り組む姿がもっとクローズアップされるようにしてほしい
- ・ 言葉だけの実態の分からない、当たり障りのない広報は、消防団の悪いイメージを払拭できない
- ・ 各世代ごとに消防団活動の理解を求める
- ・ 仕事に出場、職場、企業に理解を得られるよう市から話してほしい
- ・ 努力や奉仕の精神が地区民に伝わらないことがつらい
- ・ 若者へ関心を持っていただくことが必要
- ・ 小学生、子供のころから興味が持てるような教育が必要

【イメージが悪い】

- ・ 職場の理解がない
- ・ 家族の理解が難しい
- ・ 操法訓練ばかりしている、大変そう
- ・ 酒飲み集団というイメージが定着
- ・ 地域の人に感謝されていると思わない
- ・ 消防団の良いイメージを行政が地域に広めて欲しい
- ・ 頑張っているところを市民に伝えて欲しい

その他

【装備の充実】

- ・資機材不足、装備品が古いので更新してほしい
- ・操法訓練をやめ、その予算を現場の装備、備品、設備、団員確保の為に使って欲しい
- ・現場で、分団、部が判別できるようなもの（腕章、ベストなど）が欲しい

【提案】

- ・団員（若手）の意見を聞く、アンケート調査は定期的にして欲しい
- ・役割の分担（高齢者ができる活動、昼間の広報活動のみ、災害活動のみなど）
- ・福利厚生面をもう少し手厚くしたほうが団員確保に繋がる

【その他】

- ・酒席、操法を完全にやめ、消火活動、消火訓練、火災予防、地震水害訓練など、地域貢献できるものに限定した活動とする。
- ・目と鼻の先が火災なのに、管轄外なので出場しなくてよいというのはおかしい
消防団が何のためにあるのかに反して役所側が出場させないのは矛盾している
- ・巡回が火災の減少に繋がるのか疑問
- ・現在の活動は、本当にやらないといけないことなのか
- ・格納庫点検、順位をつけることが理解できない
- ・安心して退団できる仕組みを考えて欲しい
- ・定年制にしていただきたい（やめれない）
- ・原子力災害に消防団という考え方は、拒否反応を示す団員が多い